

建設業 K Y T シート

No.3 薬剤散布作業



建設業労働災害防止協会

整理番号	3	業種	造園工事	作業の種類	農薬薬剤散布作業	災害の種類	農薬による中毒等の障害
1 作業状況 薬剤散布作業							
2 予想される危険 1. 防毒マスクを使用せず風下で作業をしているので、農薬による中毒のおそれがある。 2. 保護眼鏡をしていないので、農薬による目の障害を起こすおそれがある。 3. 農薬散布している箇所近くの歩道を通行止め等の措置をしていないので、通行人に掛かるおそれがある。							
3 安全対策・事前処置 1. 風のある時の農薬散布作業は、風上で行う。また、強い風の場合は作業を中止する。 2. 農薬散布作業は、防毒マスクのほか、保護眼鏡も使用する。 3. 農薬散布する付近の歩道は、通行止め等の措置をする。また、必要に応じ、迂回路を設けたり、誘導員等を配置する。						関係条文 安衛則第593条	